
松戸市交通バリアフリー 道路特定事業計画

(新八柱・八柱地区)

令和元年 5 月
千葉県・松戸市

目次

1. 道路特定事業計画とは.....	1
1.1 経緯と目的.....	1
1.2 位置づけ.....	1
2. 「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想.....	2
2.1 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路.....	2
2.2 実施すべき特定事業.....	3
3. 道路特定事業計画.....	6
3.1 整備基準.....	6
3.2 整備方針.....	9
3.3 整備目標年度.....	11
3.4 路線別事業計画.....	12

1. 道路特定事業計画とは

1.1 経緯と目的

松戸市では、平成 12 年に施行された交通バリアフリー法に対応し、平成 17 年に「松戸市交通バリアフリー基本構想」を策定した。

この構想では「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」を重点整備地区に位置づけ、これまで移動円滑化基本構想や特定事業計画を作成しバリアフリー整備等を進めてきた。

上記 2 地区のバリアフリー化の概ねの完了に伴い、松戸市バリアフリー推進連絡会において、次に優先して改善すべき地区として選定された「新八柱・八柱地区」のバリアフリー化の実現を推進していくため、平成 28 年度、同地区の基本構想を策定した。この基本構想は、平成 18 年に施行された「バリアフリー新法」を踏まえ、重点整備地区と生活関連施設や生活関連経路を設定し、実施すべき特定事業等について定めたものである。

今後は基本構想に基づく形で道路特定事業計画を作成し、バリアフリー整備等を実施していく。

1.2 位置づけ

道路特定事業計画の位置づけは以下のとおりである。

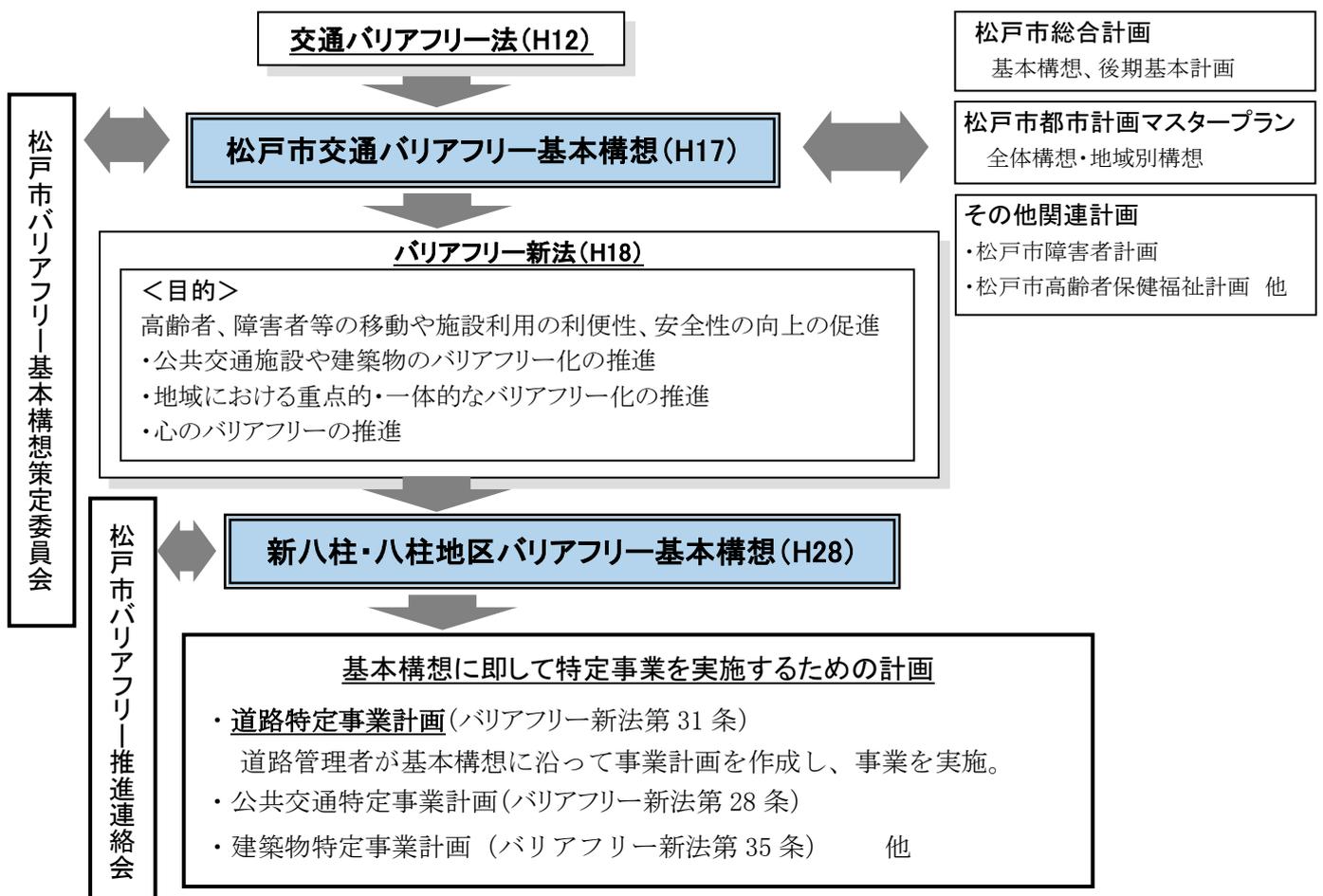


図 1.1 道路特定事業計画の位置づけ

2. 「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想

2.1 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路

- ・重点整備地区：バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区
- ・生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- ・生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

(1) 重点整備地区

本基本構想を策定するにあたり、バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区として、重点整備地区を設定した。

重点整備地区の要件等は、次の①～④のように定められている。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ④境界の設定等

(2) 生活関連施設

生活関連施設は、松戸市交通バリアフリー基本構想（平成 17 年度策定）を踏まえ、駅から 1km 圏内に立地する官公庁施設や福祉施設等の施設を選定した。なお、不特定多数の高齢者、障害者等が利用するとは考えにくい保育所等の施設は対象外とした。

表 2.1 生活関連施設

種別	施設名
特定旅客施設	新八柱駅、八柱駅
官公庁等施設	県立西部図書館、森のホール 21、市立博物館、常盤平体育館、八柱市民センター
医療施設	三和病院
大規模商業施設	イトーヨーカドー八柱店、 八柱駅ビル（八柱駅第 1 ビル、八柱駅第 2 ビル）

(3) 生活関連経路

生活関連施設を相互に結ぶ経路で、特にバリアフリー化を図る必要のある経路を「生活関連経路」として位置づけ、経路は施設間の移動のしやすさを高め、重点整備地区内の回遊性などに配慮し設定した。

2.2 実施すべき特定事業

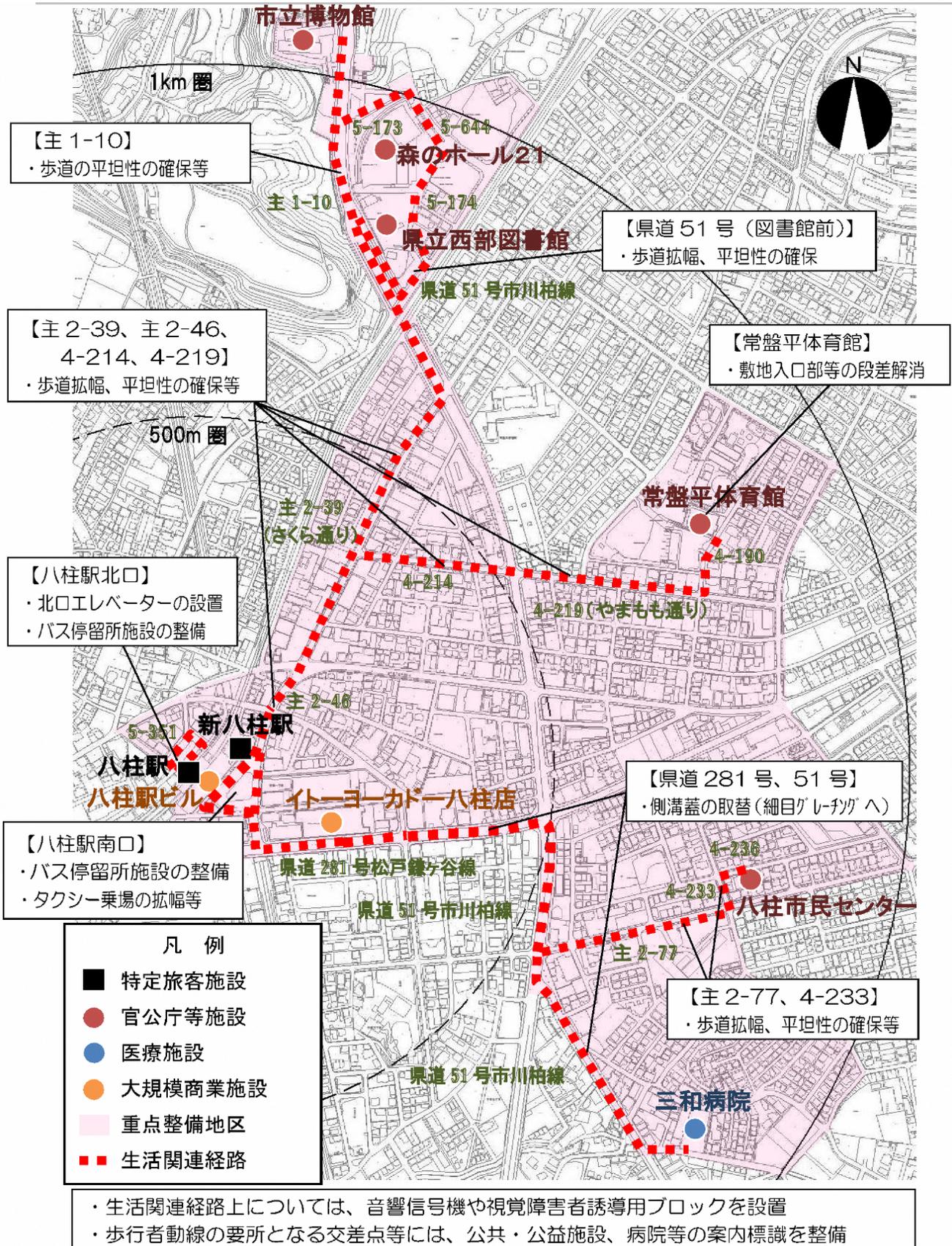


図 2.1 重点整備地区、生活関連施設及び同経路、主な特定事業

【現状】

※基本構想策定時（H29.3）

【八柱駅ホーム】



ホームドアが未設置

【八柱駅北口】



エレベーターが設置されていない

【南口駅前広場・バス乗り場】



バスを正着させることができない

【南口駅前広場・タクシー乗り場】



歩道が狭く、横断勾配がきつい

【道路】



歩道が狭く、樹木の根による凹凸がある

【道路】



歩道上の粗目グレーチング蓋

【道路】



放置自転車が通行を阻害

【常盤平体育館】



敷地出入口の段差

表 2.2 実施すべき特定事業一覧

特定事業	整備内容
公共交通特定事業	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通：ホーム転落防止対策の検討 ・ JR 東日本新八柱駅：特になし ・ 新京成八柱駅：北口エレベーターの設置（平成 29 年度設置済）
バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松戸新京成バス：八柱駅前バス乗り場の整備、ノンステップバスの導入
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松戸地区タクシー運営委員会：ユニバーサルデザイン車両の増加
道路特定事業	
千葉県 松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の拡幅、平坦性の確保、凹凸の補修、急勾配箇所への踊り場の設置、歩道切り下げ部の段差改修、側溝蓋の取替（細目グレーチングへ） ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・ 歩道のない路線については、歩行者の安全対策の実施（歩道設置等）
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
建築物特定事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全施設共通：階段の手すりの 2 段化と点字表示
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立西部図書館：エレベーターの音声対応
松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常盤平体育館：敷地入口部や建物入口部の段差解消
交通安全特定事業	
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法駐車取締りを強化 ・ 生活関連経路上の信号機については、音響信号機の設置等 ・ 横断歩道等の交通規制を実施するための道路標識や道路標示の設置
松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車の取り締まりを強化（街頭指導・撤去等）
その他の事業	
松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者動線の要所となる交差点等には、必要に応じて公共・公益施設、病院等の案内標識を整備 ・ 歩道の不法占拠（路上看板・商品等）への取り締まりを強化（街頭指導・撤去等） ・ 誘導サインの連続性を確保すると共に、デザインの統一化を推進 ・ NPO、市民団体、公共交通事業者等と協調して、一般市民参加による市街地まち歩き点検を定期的実施

: 本特定事業計画の対象

3. 道路特定事業計画

3.1 整備基準

道路特定事業計画で位置づける事業の実施にあたっては、市内の歩行環境が一定の水準、また統一された仕様で整備されることが望ましく、そのため、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や既往の整備事例などをもとに、歩道整備の考え方や具体の基準等を定めた。

松戸市の歩行空間整備の整備基準として、設計者また施工者、管理者ともにこの内容について熟知し、今後、整備や改修される道路については、松戸市のどこへ行っても移動のしやすい歩行空間となるよう周知徹底が必要である。

(1) 歩道改良の主な整備基準について

松戸市における歩道整備の基準を以下に示すとおり定める。

表 3.1 道路施設に関する基本的な構造基準

対 象	内 容		移動等円滑化整備基準		松戸市	道路構造令
	項 目	細 目	標 準	縮小値		
歩道	設置の有無	※特定経路上	設ける	—	設ける	原則設置
	有効幅員	歩道	3.5m	2.0m	2.0m 以上	同左
		自転車歩行者道	4.0m	3.0m	3.0m 以上	同左
	舗装	透水性	浸透構造	この限りでない	透水性舗装材	4種の道路は浸透構造
		舗装面の仕上げ	平坦滑りにくい水はけ良い	—	平坦滑りにくい水はけ良い	規定なし
	勾配	縦断勾配	5%以下	8%以下	5%以下	最大 11%
		横断勾配	1%以下	2%以下	1%以下	2%を標準
	車道等との分離	分離構造	縁石線を設ける	—	縁石線を設ける	物理的に分離する(縁石や植樹帯等)
		縁石高さ	15.0cm 以上	—	15.0cm	15~25cm の範囲
		植樹帯	必要に応じて設置	—	必要に応じて設置	4種2級以上の道路は原則設置
	高さ	歩道の車道等に対する高さ	5.0cm	この限りでない	沿道制約の状況等により検討	—
	横断歩道接続部	縁端高さ	2.0cm	—	2.0cm 以下原則 0cm	—
		段差に接続する歩道の構造	車いすが円滑に転回できる構造	—	車いすが円滑に転回できる構造	—
車両乗り入れ部の歩道幅員	横断勾配 1.0% 以下を確保する幅員	2.0m 以上	—	2.0m 以上	—	
その他	案内標識	移動の方向を示す必要のある箇所	必要な施設について見やすい位置に設置	—	必要な施設について見やすい位置に設置	—
	視覚障害者誘導用ブロック	移動の円滑化のために必要な箇所	敷設する	—	敷設する	—

※歩道の構造形式は、基本的にはセミフラット型となる。ただし、沿道制約の状況等によりセミフラット型による整備が不可能な場合もあるため、やむをえない場合、歩道の1区画を最小単位に型式を検討する。

(2) 代表的な整備例

1) 歩道

【縁石の構造】

歩道の巻き込み部における歩道とすりつけ部分及び、横断歩道箇所における歩道と車道とのすりつけ部分については、以下の構造を標準とする。

① すりつけの縦断勾配

5%以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

② 水平区間

すりつけ区間と段差の間には、1.5m以上の水平区間を設けることとする。

③ 車道との段差

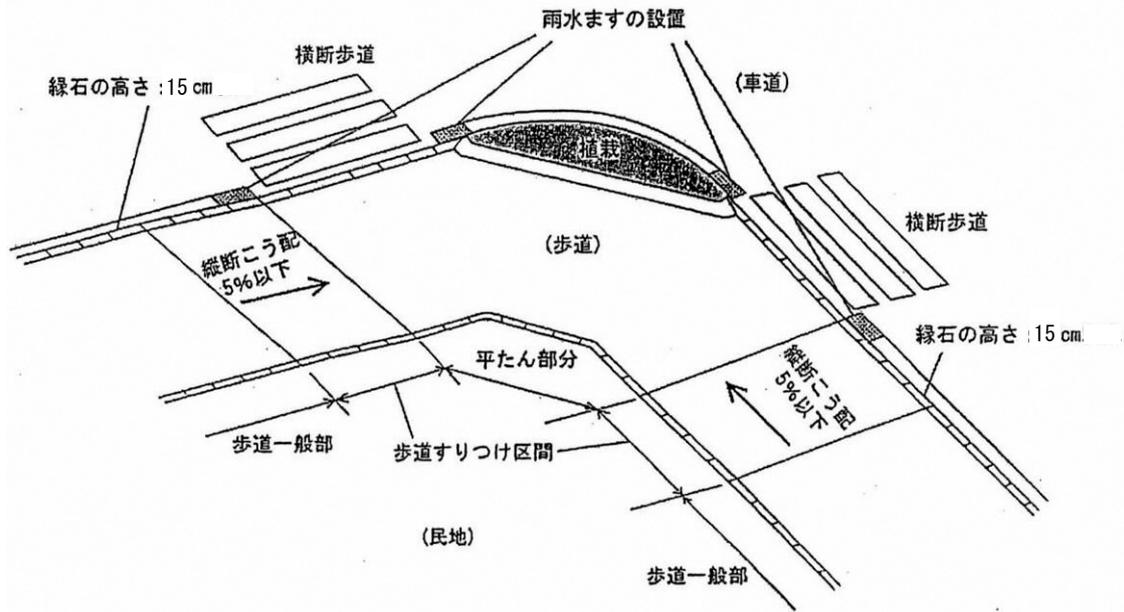
原則0cmとする。

車道との段差については、車いす・自転車利用者等の利便性を考慮し、段差を0cmとする。ただし、視覚障害者の安全性への配慮が同時に必要なため、交差点部での段差が0cmのときには、視覚障害者誘導用ブロックの整備を同時に行うものとする。

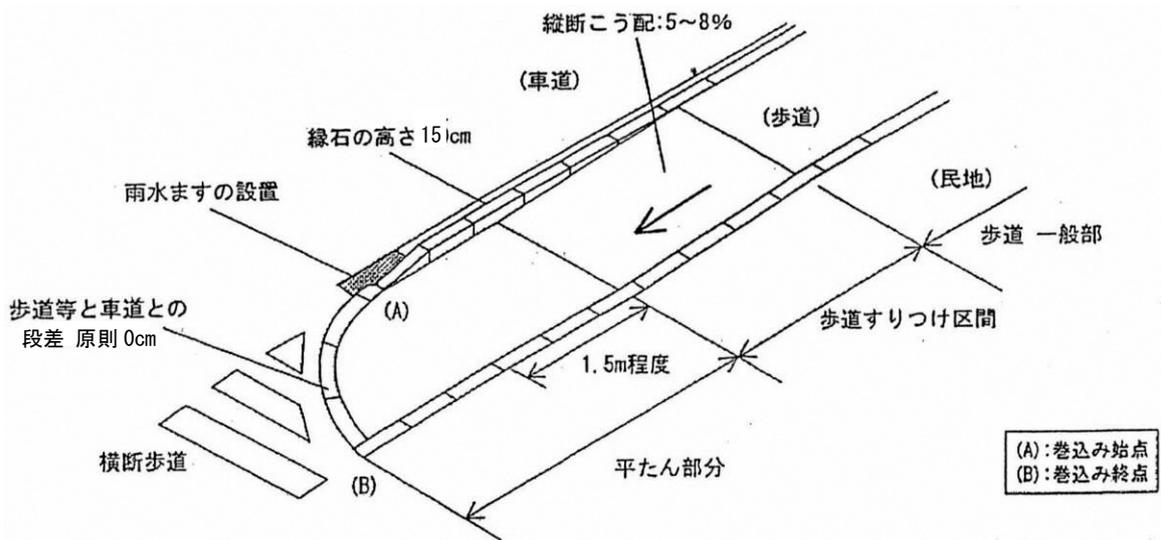
ただし、既成市街地においては、沿道建物と歩道の高さのバランスを図る必要がある。歩道の縦断勾配等の基準を適合するためには、交差点端部において0cmですりつけができない場合がある。こうした場合は適宜、歩道高さ、端部の段差、沿道施設との高さ関係のバランスをとり処理するものとする。この場合、交差点すりつけ部の縁石の段差は、最大でも2cm以下とする。

④ すりつけ部の縁石

1本でのすりつけを原則とする。(図 3.1 参照) 設置位置については、図を参照。また、この区間での排水断面の確保が難しいので、排水については、十分な対策を講じるものとする。



交差点に横断歩道がある場合



縦断勾配を5%以下とすることができない場合

図 3.1 横断歩道接続部等における基本的構造

3.2 整備方針

道路特定事業計画は、下表に示す9つの区間にて整理した。生活関連経路全てにおいて平坦性の確保や段差解消、視覚障害者誘導ブロックの設置を図り、経路別の固有課題に対しては、経路別の整備方針に基づきバリアフリー事業を進めるものとする。

【共通整備方針】

- ・横断歩道接続部及び街渠破損箇所等に対し、街渠の部分改修により段差解消を図る。
- ・歩道舗装を改修し、不陸部、車両乗入部の平坦性を確保する。
- ・視覚障害者誘導ブロックを連続敷設する。

【経路別整備方針】

区間	経路	整備方針
①	北口駅前広場	共通に同じ。
②,③	南口駅前広場～ さくら通り入口交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場改修計画（基本設計）を踏まえ、関係機関協議にて改修案を固め、バリアフリーに配慮した駅前広場へと刷新する。 ・さくら通り入口交差点及び接続歩道では車道の嵩上げによる歩道横断勾配の改善を行う。 ・さくら通り入口交差点では、歩道拡幅による交差点のコンパクト化整備を行う。 ・歩道を拡幅するとともに電柱移設により有効幅員を確保する。
④,⑤	さくら通り～森のホール 21	
⑥	主 2-39 (さくら通り)	・車道の嵩上げにより歩道をセミフラット化するとともに、根上り防止工（対策工）を行い、平坦性を確保する。
	主 1-10 (アンダーパス部)	・鉄道のアンダーパス部における縦断勾配改善は困難であるため、手摺等の設置により可能な限りバリアフリーに配慮する。
⑦	常盤平体育館	・路側線を設け、歩行者通行部をカラー舗装化することで歩行者の安全性を確保する。
⑧	八柱駅前交差点～八柱市民センター	
	主 2-77	・歩道舗装を打換え平坦性を確保した上で、既存樹木の根上防止工（対策工）を行う。
	4-236	・路側線を設け、歩行者通行部をカラー舗装化することで歩行者の安全性を確保する。
	県 281	・側溝蓋（粗目グレーチング）を細目グレーチングへ取り換える。
⑨	けやき通り交差点～三和病院	
	4-393	・病院までの経路について歩道を新設する。
	県 51	・側溝蓋（粗目グレーチング）を細目グレーチングへ取り換える。

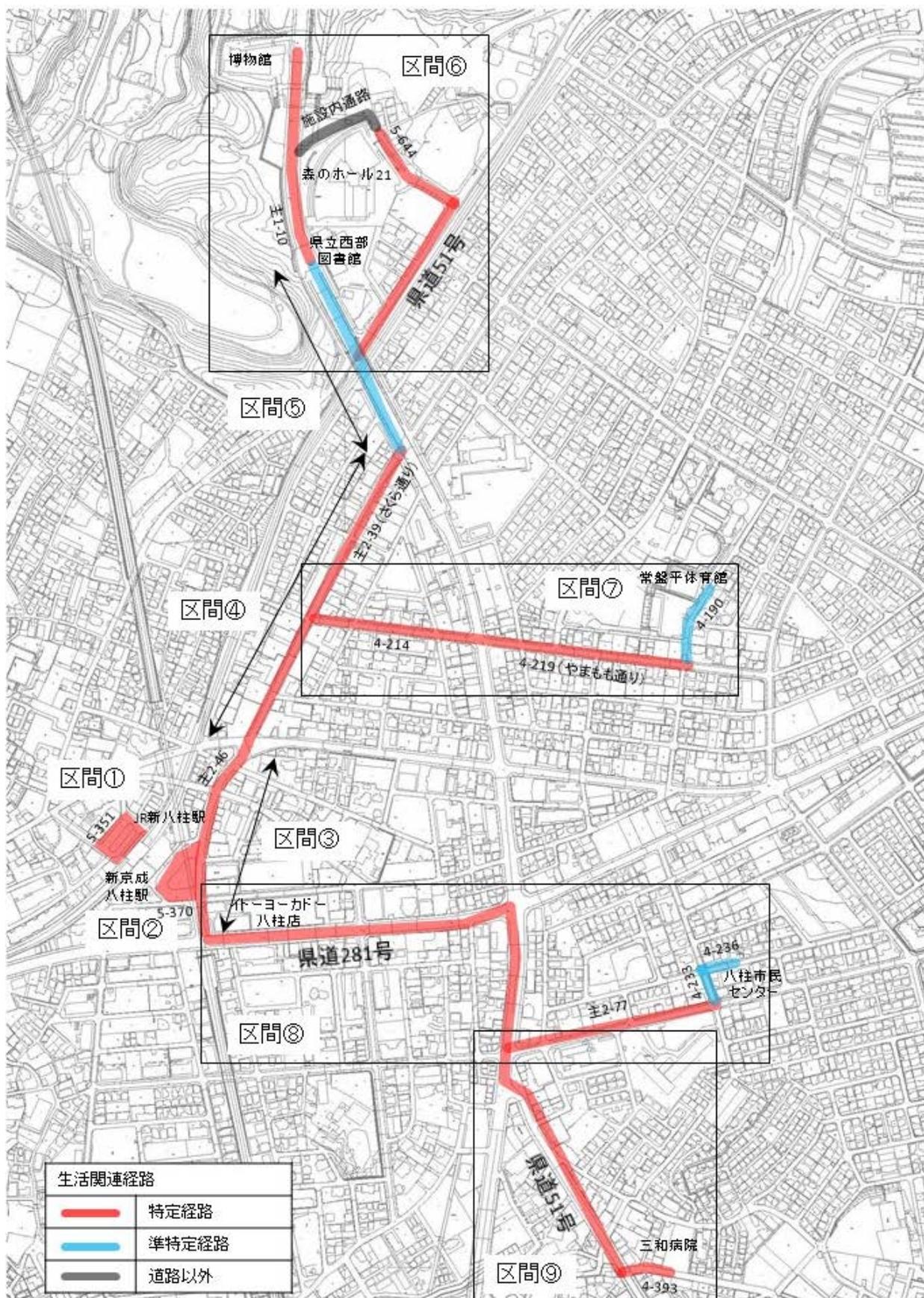


図 3.1 生活関連経路の区分図

3.3 整備目標年度

平成 17 年 7 月に松戸市交通バリアフリー基本構想が策定され、市ではバリアフリー化に係る事業の地区の優先順位を整理している。この構想また個別の特定事業計画に基づき、順次事業が進められてきたところであるが、平成 22 年までに整備又は整備に着手する「重点整備地区」とした「松戸地区」のバリアフリー事業は、約 10 年で概ね完了している状況にある。

松戸地区の進捗を考慮すると、特定事業計画策定後、約 10 年の事業期間を要することが想定されるが、新八柱・八柱地区では駅舎のエレベーター設置等の個別のバリアフリー化が進められていること、また、森のホール 21 や県立図書館等の不特定多数の利用が見込まれること等から、地区全体としてバリアフリー化事業の効果の早期発現を促すため、交通結節点を起点とした段階的な事業を 5 ヶ年で計画し、平成 32 年までに主要な事業の着手を目指すこととする。

※「新八柱・八柱地区」基本構想では、平成 32 年度を事業完了目標としている。

整備区間の優先順位及び事業展開の考え方を以下に示す。

優先順位 検討項目	整備区間					
	北口駅前 広場	南口駅前 広場～ さくら通 り入口交 差点	森のホー ル 21 ルート (さくら通 り～森の ホール 21)	常盤平体 育館 ルート	三和病院 ルート	八柱市民 センター ルート
A.交通結節点に近く整備効果の受益者が多く見込まれる	○	○	○			
B.他事業との調整が不要である	○	△	○	○	△	△
C.他の交通アクセス方法がなく整備の優先度が高い	○	○		△		△
合計点 (○：2 点、△：1 点)	6	5	4	3	1	2

	H30	H31	H32	H33	H34
北口駅前広場		実施設計 ⇔ 工事			
南口駅前広場～ さくら通り入口交差点		JR東日本との調整 ⇔	測量・実施設計 ⇔ 地盤改良 工事	工事	
森のホール 21 ルート (さくら通り～森のホール 21)			測量・実施設計 ⇔	工事	
常盤平体育館ルート				測量・実施設計 ⇔	工事
三和病院ルート			県事業との調整 ⇔	測量・実施設計 ⇔	工事
八柱市民センタールート			県事業との調整 ⇔	測量・実施設計 ⇔	工事

※今後の協議調整状況や予算によって優先順位は変更となる可能性あり。

3.4 路線別事業計画

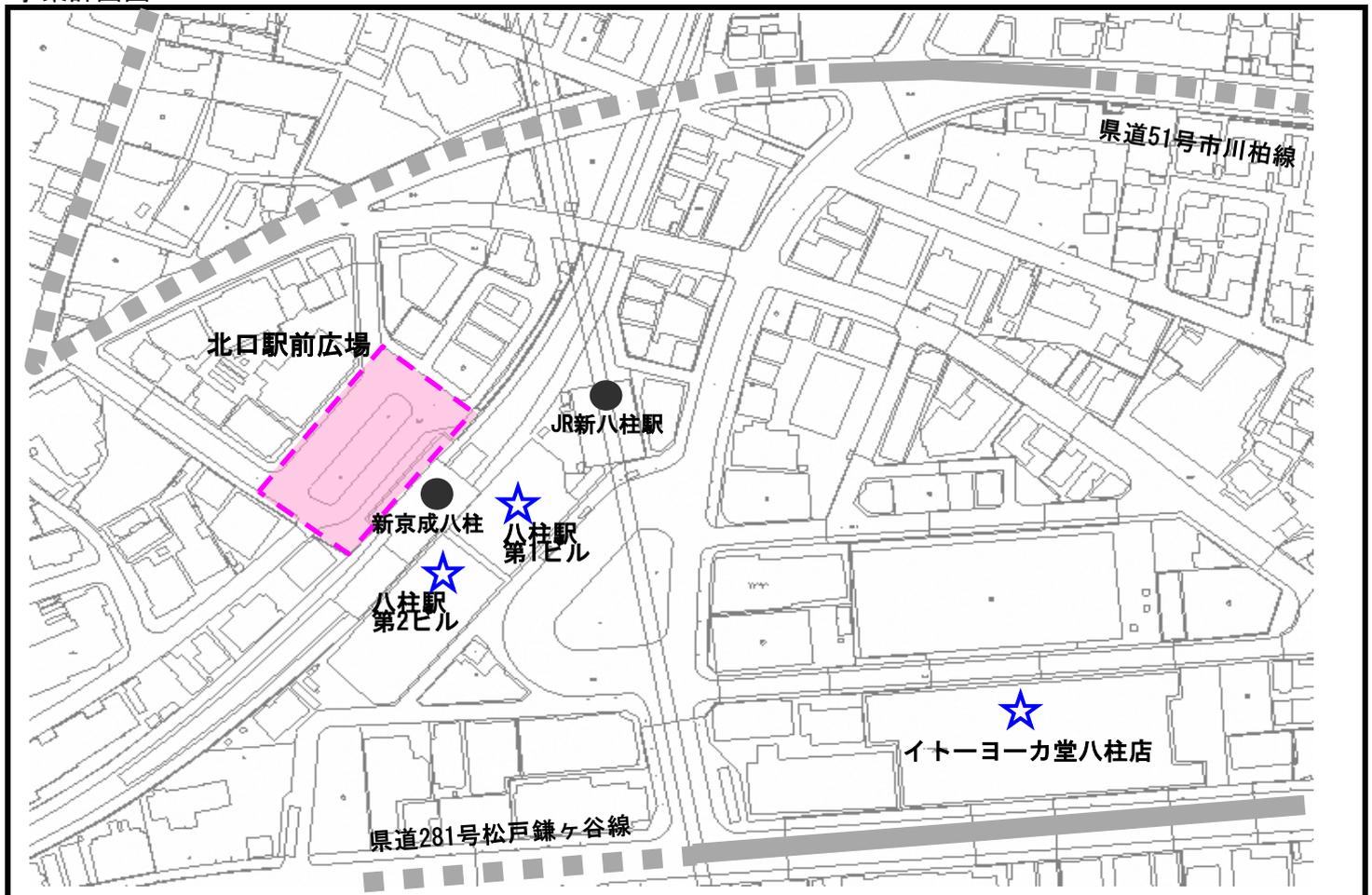
別紙のとおりとする。

区間①: 5-351号線(北口駅前広場)

管理者:【松戸市】

路線名	5-351(北口駅前広場)		
事業区間	松戸市日暮地内		
区間延長	L=194m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道接続部・街渠破損箇所等に対し、街渠を部分改修する。 ・歩道舗装の改修とともに視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
1.街渠	30m	平成31年度	平成31年度
2.歩道改修	232m ²		
3.視覚障害者誘導ブロック	194m		
*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値			
事業実施に際し配慮すべき重要事項	歩行者交通量や待機タクシーは少ないものの、事業実施にあたっては、駅利用者の通行を妨げないよう施工計画等を十分に検討すること。		

事業計画図



凡例			
特定経路		公共施設	
準特定経路		福祉施設	
特定旅客施設		文教施設	
		商業施設	
		医療施設	
		対象とする歩道等	

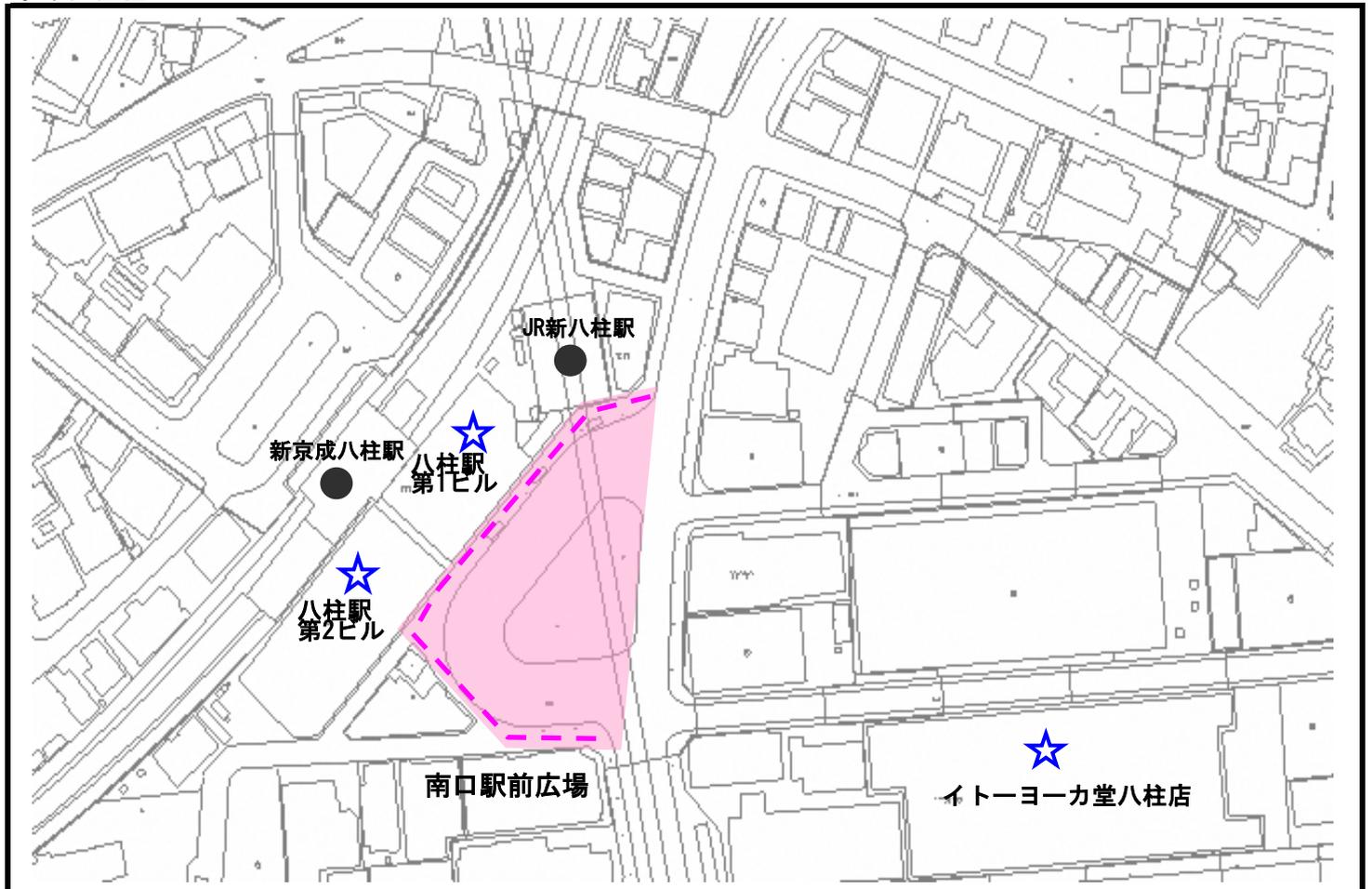
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間②:5-370号線(南口駅前広場)

管理者:【松戸市】

路線名	5-370(南口駅前広場)		
事業区間	松戸市日暮地内		
区間延長	—		
事業の内容概要	・駅前広場改修計画(基本設計)を踏まえ、今後、関係機関協議にて改修案を固め、バリアフリーに配慮した駅前広場へと刷新する。		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
1.撤去工	1式	平成32年度	平成34年度
2.舗装工	1式		
3.排水工	1式		
4.縁石工	1式		
5.区画線工	1式		
6.植栽工	1式		
7.付帯施設工(シェルター、照明灯等)	1式		
	*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値		
事業実施に際し配慮すべき重要事項	先行して地盤改良等の対策を実施し、将来的な地盤沈下の発生抑制を図る必要がある。		

事業計画図



凡例			
特定経路		公共施設	
準特定経路		福祉施設	
特定旅客施設		文教施設	
		商業施設	
		医療施設	
		対象とする歩道等	

※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間③:主2-46号線

管理者:【松戸市】

路線名	主2-46		
事業区間	県道281号松戸鎌ヶ谷線～さくら通り入口交差点		
区間延長	L=約300m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・さくら通り入口交差点及び接続歩道では車道の嵩上げによる歩道横断勾配の改善を行う。 ・さくら通り入口交差点では歩道拡幅による交差点のコンパクト化整備を行う。 ・横断歩道接続部・街渠破損箇所等に対し街渠の部分改修を行う。 ・歩道を拡幅するとともに電柱移設により有効幅員を確保する。 ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
1.街渠:L=4m+66m+150m	220m	平成32年度	平成33年度
2.区画線(外側線、中央線):L=65m+168m+49m	282m		
区画線(横断歩道、停止線、セパ):L=27m+89m+8m+26m	150m		
区画線(境界破線)	23m		
3.車道オーバーレイ	985㎡		
4.歩道拡幅:A=70㎡+314㎡	384㎡		
5.歩道改修:A=154㎡+140㎡+495㎡	789㎡		
6.視覚障害者誘導ブロック:L=55m+66m+78m+301m	500m		
7.柵蓋交換:N=1箇所+2箇所+1箇所	4箇所		
	*延長は、1枚当りの面積0.09m2で割り戻した数値		
事業実施に際し配慮すべき重要事項	さくら通り入口交差点改良にあたっては、今後、交通管理者及び交差道路の管理者である県と協議を実施する。 歩道内の電柱移設についてNTT及び東京電力と協議を実施する。		

事業計画図



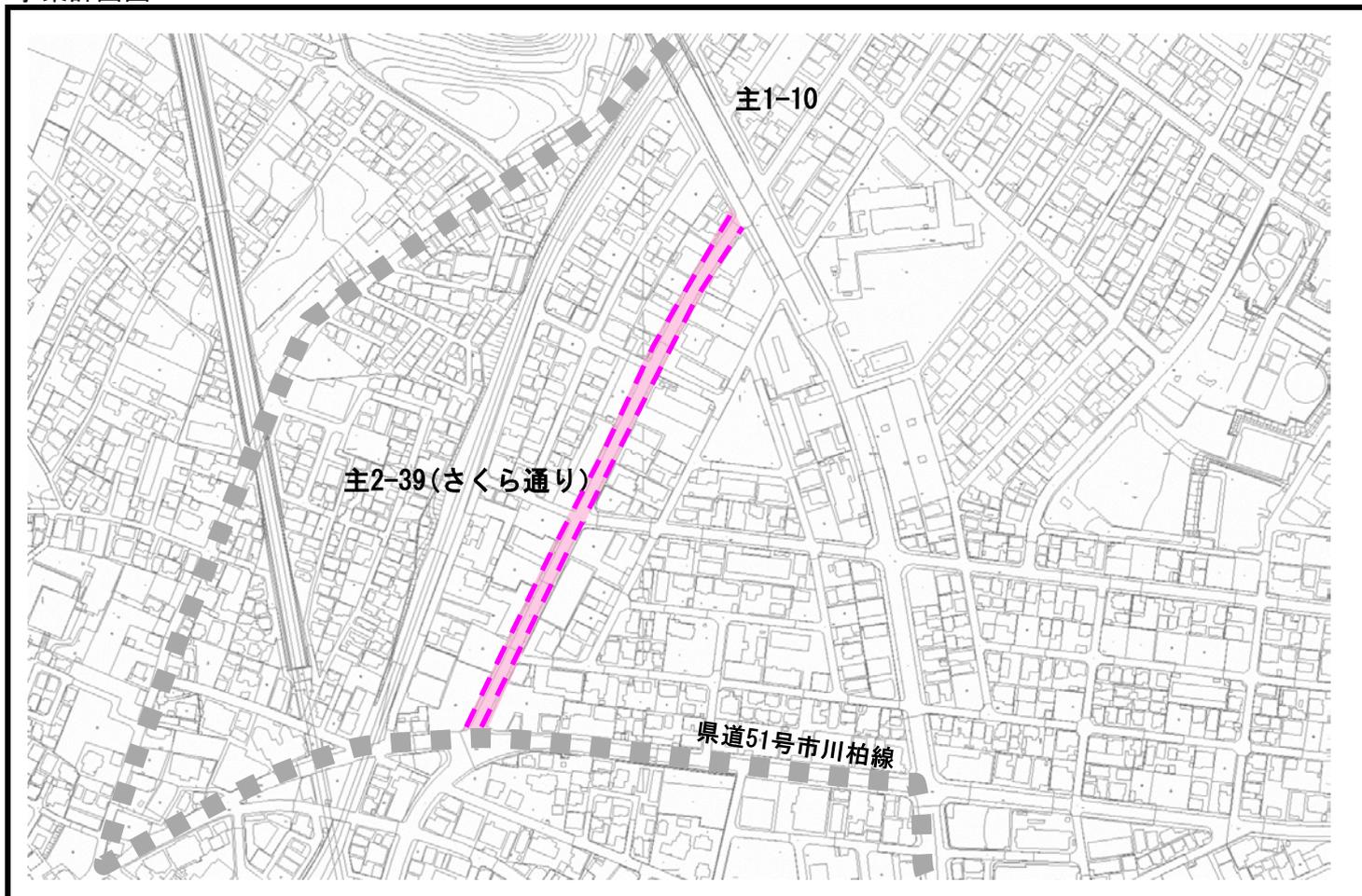
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間④：主2-39号線(さくら通り)

管理者：【松戸市】

路線名	主2-39(さくら通り)		
事業区間	さくら通り交差点～主1-10交差点		
区間延長	L=約400m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・車道の嵩上げにより歩道をセミフラット化するとともに、根上り防止工(対策工)を行い、平坦性を確保する。 ・歩道舗装を全面的に改修し、平坦性を確保する。 ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
1.街渠:L=401m+384m	785m	平成32年度	平成33年度
2.街渠柵:N=16箇所+12箇所	28箇所		
3.区画線(外側線、中央線):L=406m+120m+398m	924m		
区画線(横断歩道、停止線):L=109m+6m+42m+6m	163m		
区画線(境界破線):L=131m+6m	137m		
4.車道オーバーレイ	2994m ²		
5.歩道改修:A=671m ² +576m ²	1247m ²		
6.地先境界ブロック:L=399m+365m	764m		
7.視覚障害者誘導ブロック:L=411m+391m	802m		
8.根上り防止工:N=42箇所+38箇所	80箇所		
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<p>*延長は、1枚当りの面積0.09m²で割り戻した数値 根上り防止工については、幼木での実施が効果、コストパフォーマンス共に高いため、植替え更新時期に併せて実施することが望ましい。 同時に、植樹マスの縮小についても検討すること。</p>		

事業計画図



凡例			
特定経路		公共施設	
準特定経路		福祉施設	
特定旅客施設		文教施設	
		商業施設	
		医療施設	
		対象とする歩道等	

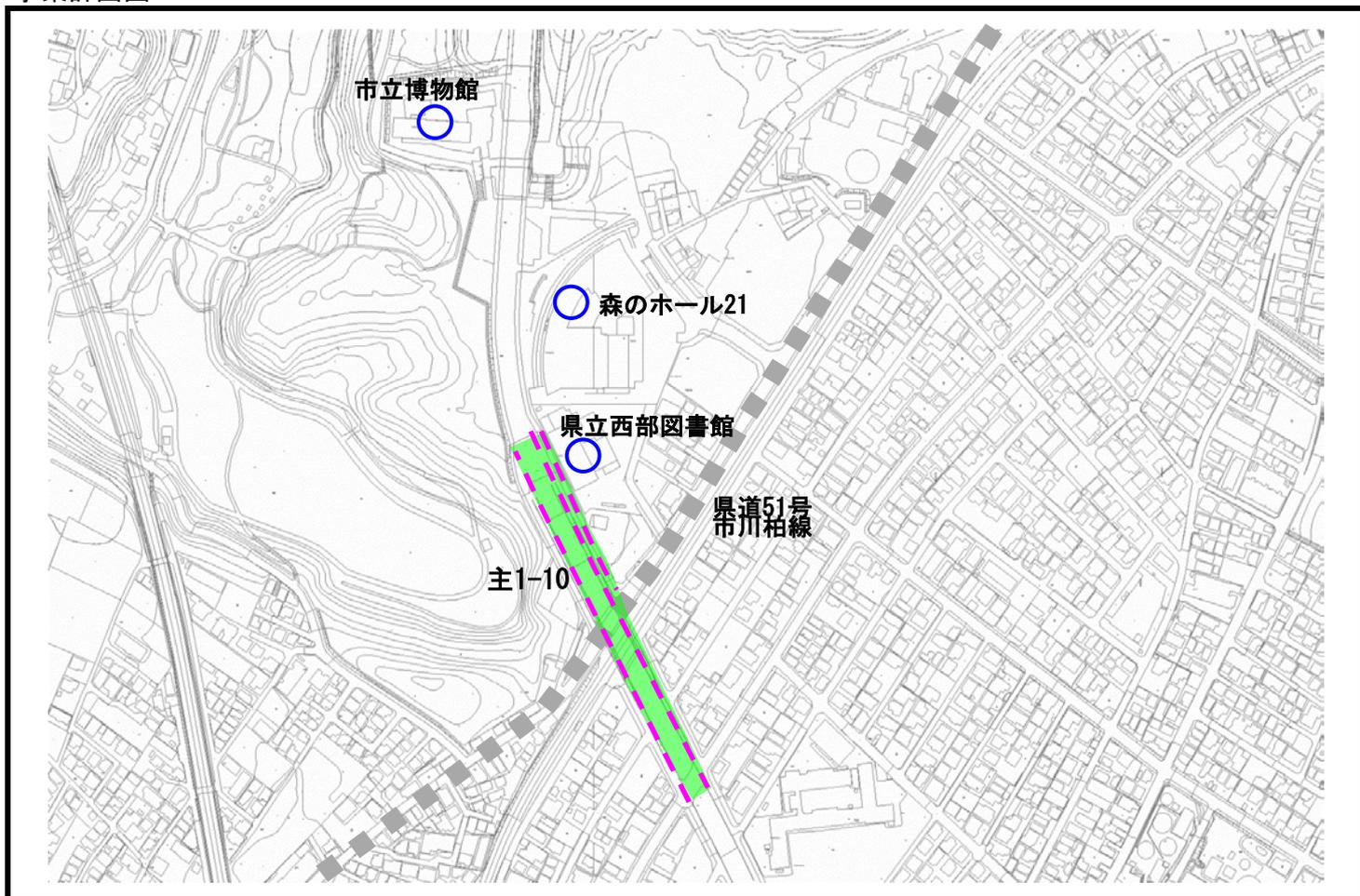
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間⑤:主1-10号線(アンダーパス部)

管理者:【松戸市】

路線名	:主1-10		
事業区間	:主2-39交差点～県立西部図書館		
区間延長	:L=約250m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装の損傷箇所や歩道の横断勾配解消が必要な箇所について歩道舗装の部分改修を行う。 ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。 ・鉄道のアンダーパス部における縦断勾配改善は困難であるため、手摺等の設置により可能な限りバリアフリーに配慮する。 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
アンダー部		平成32年度	平成33年度
1.街渠:L=56m+20m	76m		
2.歩道改修:A=93m+38m	131m		
3.視覚障害者誘導ブロック:L=255m+240m	495m		
4.2段手摺:L=236m+230m	466m		
5.案内サイン	1箇所		
*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値			
事業実施に際し配慮すべき重要事項	アンダーパス部はバリアフリーの縦断勾配の基準を満たさないが、まち歩き点検の結果、電動車いすの通行は可能であった。アンダーパス入口に、各施設へのアクセスルートその他、勾配や電動車いすでの登坂可能情報、介助者がいる場合の平面横断可能なルートとしての踏切利用者の情報の掲示を検討することが望ましい。		

事業計画図



凡例			
特定経路	公共施設	商業施設	
準特定経路	福祉施設	医療施設	
特定旅客施設	文教施設	対象とする歩道等	

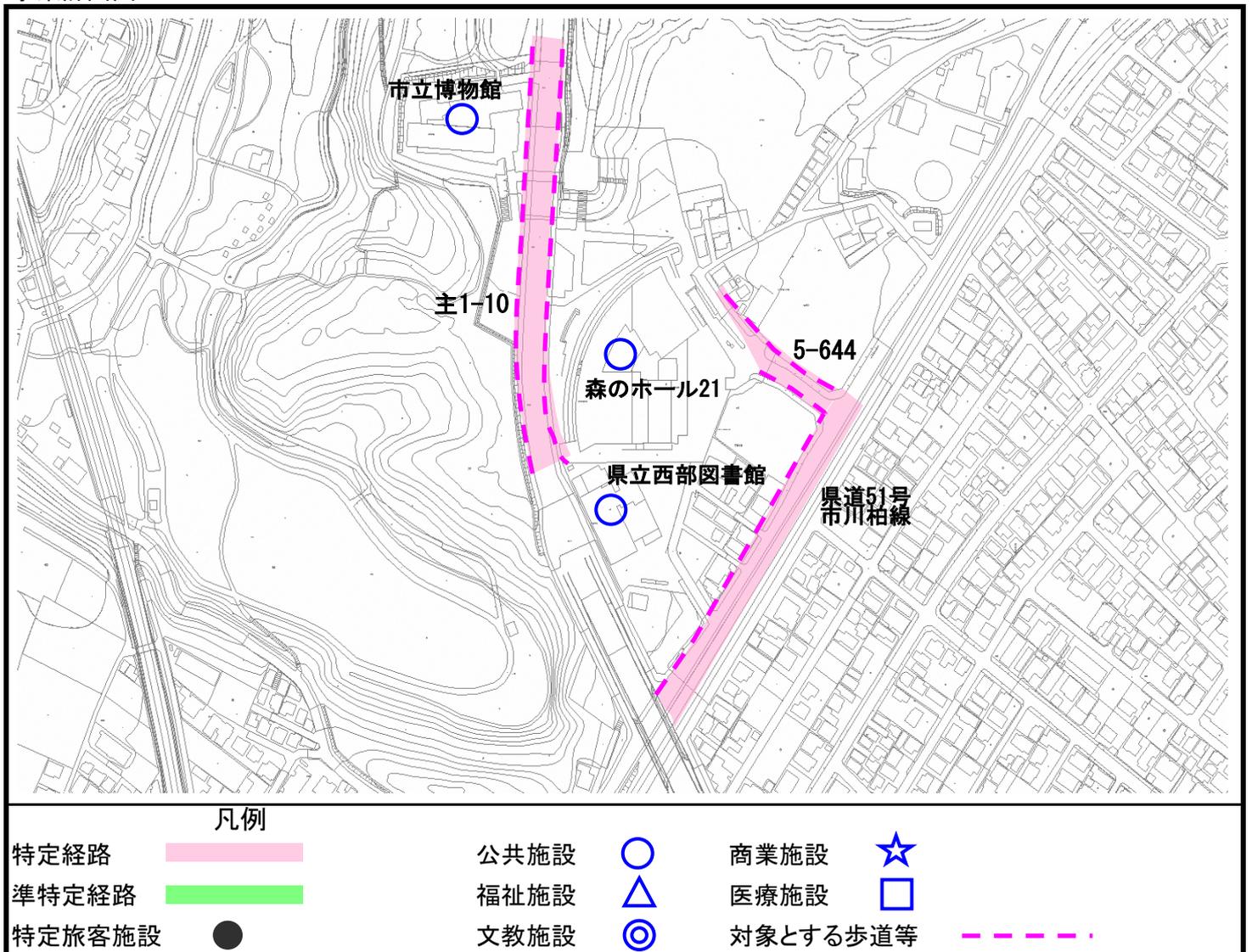
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間⑥: 主1-10、5-644号線、県道51号市川柏線

管理者:【千葉県・松戸市】

路線名	主1-10、5-644、県道51号市川柏線		
事業区間	主1-10、5-644、県道51号市川柏線		
区間延長	合計L=約640m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装面が隆起している箇所について部分改修を行う。(県道51、主1-10) ・横断歩道接続部等で街渠の部分改修を行う。(主1-10、5-644) ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。(県道51、主1-10、5-644) 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
主1-10: 1.街渠: L=5m+5m	10.0m	平成32年度	平成33年度
2.歩道改修: A=133m ² +214m ²	347m ²		
3.視覚障害者誘導ブロック: L=261m+263m	524m		
5-644: 1.街渠	26m	調整中	調整中
2.歩道改修	100m ²		
3.視覚障害者誘導ブロック	226m		
県道51: 1.視覚障害者誘導ブロック	160m	調整中	調整中
2.歩道改修	20m ²		
*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値			
事業実施に際し配慮すべき重要事項	<p>秋期は落葉により歩道が通行しにくくなることから清掃等の維持管理のソフト面も合わせて対策を講じることで移動円滑化を図る必要がある。(主1-10)</p> <p>不特定多数の利用が想定される施設であるため、バス利用者等が施設間のバリアフリー経路を認識しやすい様サインを計画する必要がある。</p> <p>市立博物館、森のホール21、及び県立西部図書館内の通路部について、調整を図り移動円滑化経路の連続性を確保する必要がある。</p> <p>県事業と市事業で実施時期を調整の上、移動円滑化経路の連続性を確保すること。(県道51、5-644)</p>		

事業計画図



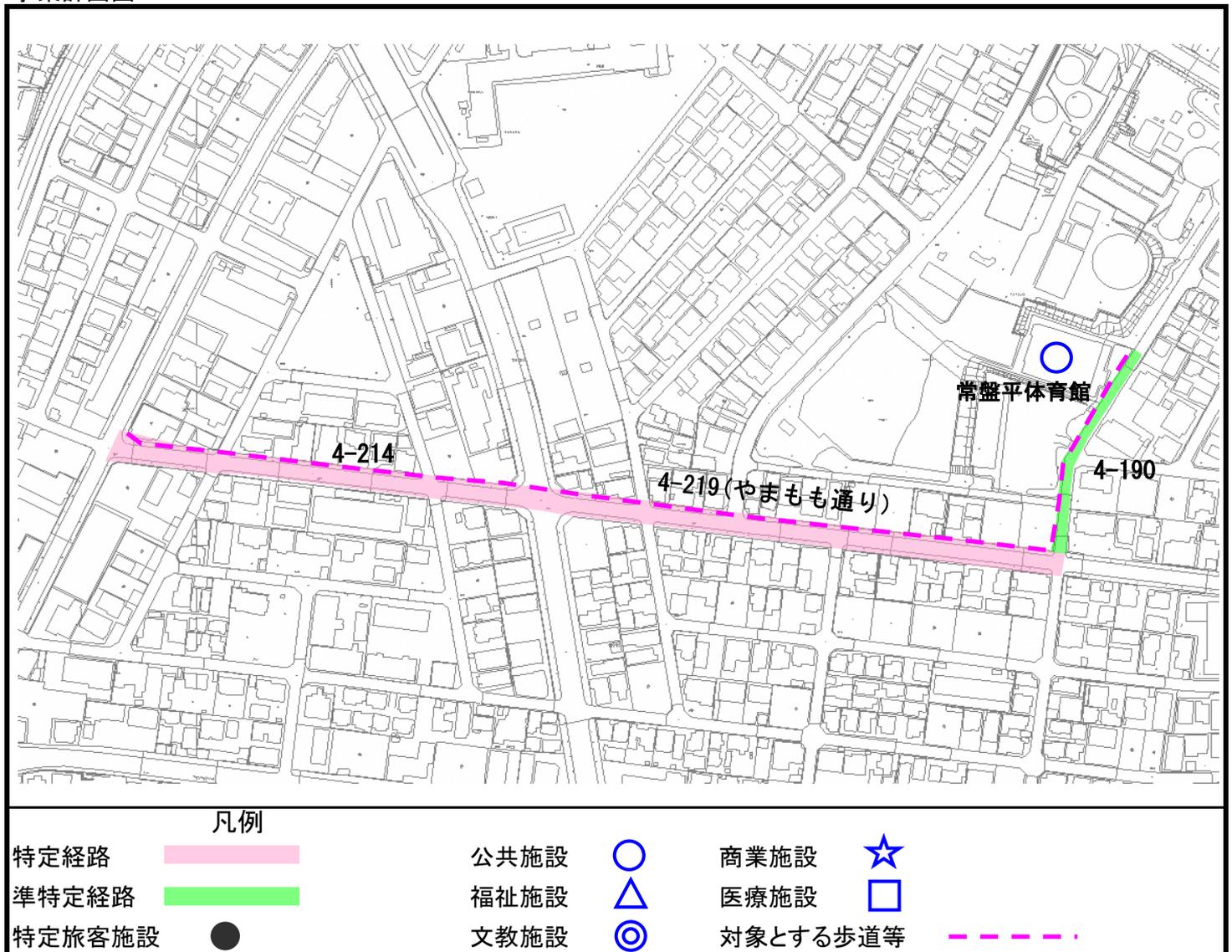
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間⑦: 4-190、4-214、4-219(やまもも通り)号線

管理者:【松戸市】

路線名	4-190、4-214、4-219(やまもも通り)		
事業区間	主2-39(さくら通り)～常盤平体育館		
区間延長	L=約600m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・路側線を設け歩行者通行部をカラー舗装化することで歩行者の安全性を確保する。(4-190) ・横断歩道接続部で街渠の部分改修を行う。(4-214、4-219) ・歩道舗装の改修を行い平坦性を確保する。(4-214) ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。(4-214、4-219) ・歩道舗装の改修により乗入れ部の勾配改善を行う。(4-219) 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
4-190: 1.街渠	7m	平成34年度	平成34年度
2.区画線(外側線)	110m		
3.歩道新設(カラー舗装)	117m ²		
4-214: 1.街渠	31m	平成33年度	平成34年度
2.歩道改修	364m ²		
3.視覚障害者誘導ブロック	215m		
4-219: 1.街渠	30m ²	平成33年度	平成34年度
2.歩道改修	453m ²		
3.視覚障害者誘導ブロック	257m		
*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値			
事業実施に際し配慮すべき重要事項	用地買収が可能な場合には、歩道拡幅により、基準を満たす道路整備を行う。(4-190) 本ルートは顕著な根上りによる不陸は見られなかったが整備の実施タイミングで再度、対策工の要否を判断すること。(4-214、4-219)		

事業計画図



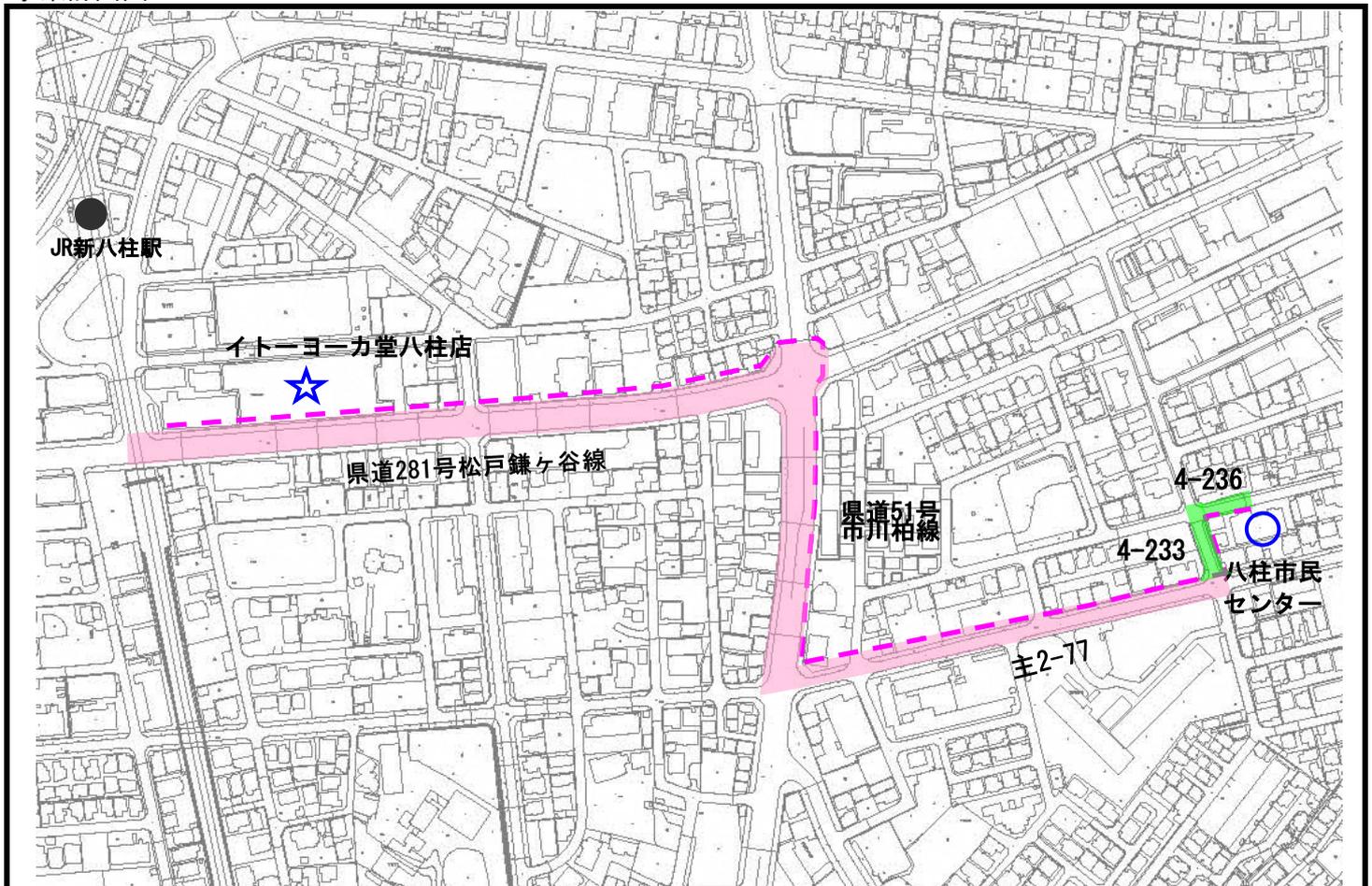
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間⑧: 主2-77、4-233、4-236号線、県道51号市川柏線、県道281号松戸鎌ヶ谷線

管理者:【千葉県・松戸市】

路線名	主2-77、4-233、4-236、県道51号市川柏線、県道281号松戸鎌ヶ谷線		
事業区間	八柱駅前交差点～八柱市民センター		
区間延長	L=約950m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装の打替えを行い平坦性を確保した上で既存樹木の根上防止工を行う。(主2-77) ・乗入れ部、横断歩道接続部で街渠の部分改修を行う。(主2-77) ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。(県道281、県道51、主2-77、4-233) ・歩道舗装の打替えを行い平坦性を確保する(4-233) ・路側線を設け歩行者通行部をカラー舗装化することで歩行者の安全性を確保する。(4-236) ・側溝蓋(粗目グレーチング)を細目グレーチングへ取替。(県道281) 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
主2-77: 1.街渠	47m	平成33年度	平成34年度
2.歩道改修	427m ²		
3.視覚障害者誘導ブロック	258m		
4.根上り防止工	20箇所		
4-233: 1.歩道舗装	91m ²	調整中	調整中
2.視覚障害者誘導ブロック	51m		
4-236: 1.歩道新設(カラー舗装)	86m ²		
県道281: 1.視覚障害者誘導ブロック	370m		
2.側溝蓋交換	2箇所		
県道51: 1.視覚障害者誘導ブロック	170m		
*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値			
事業実施に際し配慮すべき重要事項	県事業と市事業とで事業実施時期を調整の上、移動円滑化経路の連続性を確保すること。		

事業計画図



凡例

特定経路		公共施設		商業施設	
準特定経路		福祉施設		医療施設	
特定旅客施設		文教施設		対象とする歩道等	

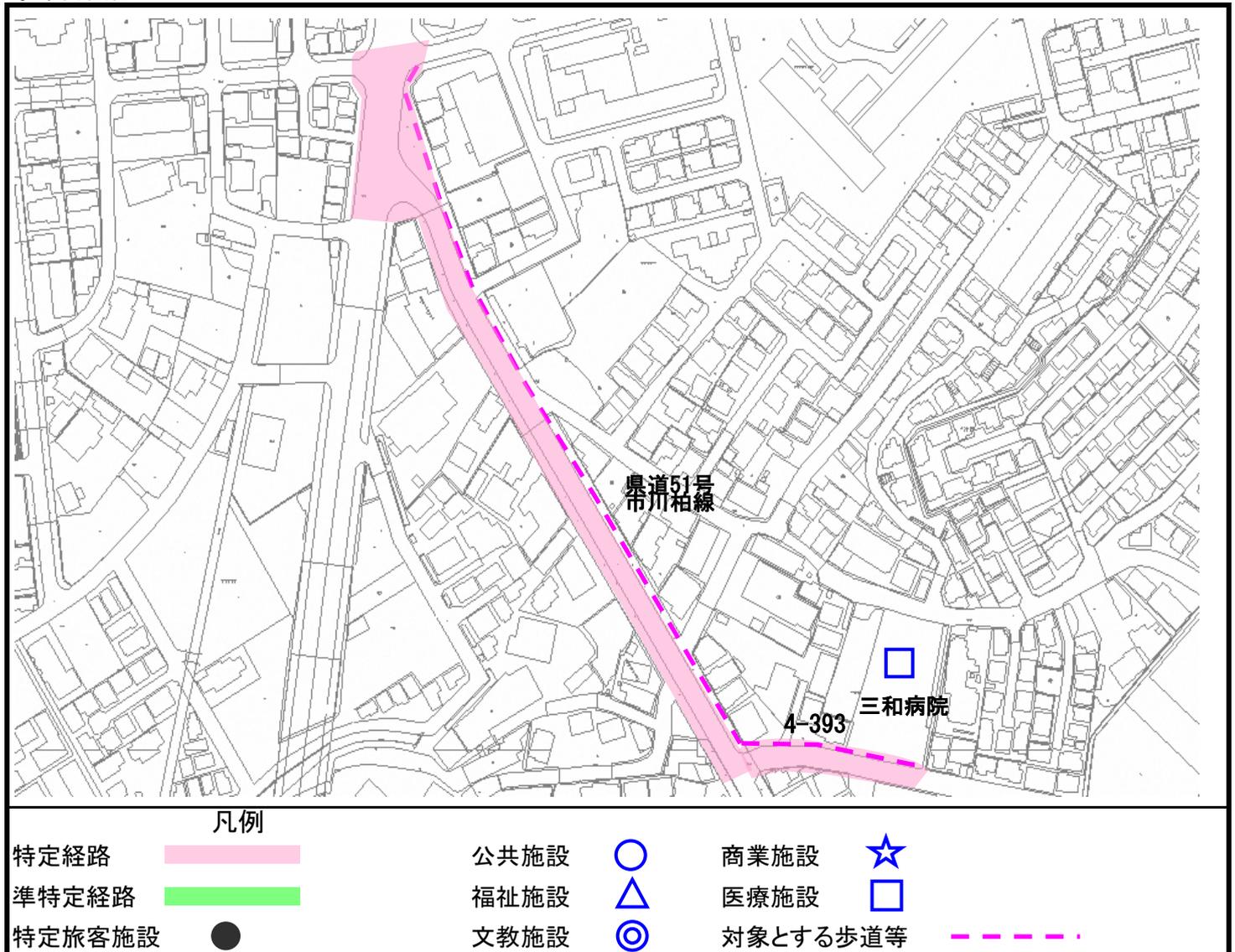
※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。

区間⑨:4-393号線、県道51号市川柏線

管理者:【千葉県・松戸市】

路線名	4-393、県道51号市川柏線		
事業区間	けやき通り交差点～三和病院入口		
区間延長	L=約380m		
事業の内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・病院までの経路について歩道を新設する。(4-393) ・視覚障害者誘導ブロックの敷設を行う。(県道51) ・側溝蓋(粗目グレーチング)を細目グレーチングへ取替。(県道51) 		
事業の内容	事業量	事業実施予定	
	(延長/箇所数)	着手	完了
4-393:1.街渠	86m	平成33年度	平成34年度
2.区画線(外側線)	87m		
3.歩道新設	122m ²		
4.視覚障害者誘導ブロック	78m		
県道51:1.視覚障害者誘導ブロック	250m	調整中	調整中
2.側溝蓋交換	4箇所		
*延長は、1枚当りの面積0.09m ² で割り戻した数値			
事業実施に際し配慮すべき重要事項	県事業と市事業とで事業実施時期を調整の上、移動円滑化経路の連続性を確保すること。		

事業計画図



※事業の内容、実施予定期間等は、今後の財政状況等により、変更となる場合がある。